

平成28年第7回邑南町議会定例会(第4日目)会議録

1. 招集年月日 平成28年9月6日(平成28年8月30日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成28年9月16日(金) 午前 9時30分
閉会 午後 2時00分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
危機管理課長	朝田 誠司	定住促進課長	原 修	企画財政課長	藤間 修
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	林田 知樹	保健課長	日高 誠	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学	教育委員長	森岡 弘典
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	能美 恭志
監査委員	實田 譲	農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成28年第7回邑南町議会定例会議事日程(第4号)

平成28年9月16日(金) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 陳情の委員長報告

陳情第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情
(平成28年3月4日 産業建設常任委員会付託)

日程第4 議案の討論、採決

議案第91号 平成27年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第92号 平成27年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第93号 平成27年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第94号 平成27年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第95号 平成27年度邑南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第96号 平成27年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第97号 平成27年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第98号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第99号 邑南町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部改正について

議案第100号 邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について

議案第101号 平成28年度邑南町一般会計補正予算第2号について

議案第102号 平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について

議案第103号 平成28年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号について

議案第104号 平成28年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号について

議案第105号 平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について

議案第106号 平成28年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号について

議案第107号 平成28年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について

日程第5 発委第1号 参議院選挙制度、合区の解消及び抜本の見直しを求める意見書の提出について

日程第6 議会改革特別委員会の設置について

日程第7 閉会中の継続審査・調査の付託

日程第8 議員派遣について

平成28年第7回邑南町議会定例会追加議事日程(第4号の追加)

平成28年9月16日(金)

追加日程第1 特別委員会委員の選任

追加日程第2 特別委員会委員長、副委員長の互選

平成28年第7回邑南町議会定例会(第4日目)会議録

平成28年9月16日(金)

—— 午前9時30分開会 ——

~~~~~○~~~~~

#### 開議宣告

●議長(辰田直久) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長(辰田直久) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。3番平野議員、5番和田議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 一般質問

●議長(辰田直久) 日程第2、一般質問。昨日に引き続き一般質問を行います。通告順位第5号、中村議員登壇をお願いします。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 9番、中村議員。

●中村議員(中村昌史) おはようございます。9番中村でございます。ええ、今回は1点について通告をしております。ええ、JR撤退表明後の三江線に関する課題について、ええ、これについて通告にそって質問をしたいと思っております。ええ、9月1日にJR西日本が正式に三江線からの撤退を表明しました。これを受けて私は沿線での検討が始まるものかなというふうに思っておりましたが、9月23日に期成同盟会の意志を決定するという話になりました。ええ、私は今定例会で質問をする予定ではなかったんですが、ええ、そういったことになりまして、あわてて急ぎよ質問をすることといたしました。ええ、1問でございますのでよろしくお願いをいたします。昨年12月の定例会で三江線のことについて質問をさせていただいております。その場で鉄道の存続のためあらゆる可能性について、ええ、検討しなければならないというふうに述べさせていただきました。ええ、JR三江線ということだけではなくてですね、ええ、鉄道として残すためのあらゆる可能性を検討してくださいという話をしたと思っております。ええ、その後、実務者会議がもたれましていろいろ検討をなされ報告を受けておりますが、ええ、この実務者会議ではこのことについてどのような検討をなされたかを、まず、伺いたいと思っております。

●原定住促進課長(原修) 番外、

●議長(辰田直久) 原定住促進課長。

●原定住企画課長(原修) 実務者会議とは、JR三江線に関する検討会議のことと存じますので、それについてお答えします。この検討会議は、今年2月6日の三江線改良利用促進期成同盟会臨時総会での決定を受け、鉄道の存続の可能性も含め、持続可能な地域公共交通のあり方について実務レベルで幅広く検討することを目的に設置されたもので、構成メンバーは、島根県関係職員、広島県関係職員、沿線6市町の関係職員、三江線改良利用促進期成同盟会事務局職員、JR西日本米子支社職員、またオブザーバーとして、国土交通省中国運輸局職員など総勢28名から29名から成り、その他適切な時期に学識経験者の意見聴取も行うこととして、検討を行ってきました。その検討内容としては、第1に現状と課題の整理であり、第2に持続可能な公共交通のあり方、具体には一つ目に、鉄道としての存続の可能性、二つ目に新交通プランの可能性、3番目にその両方の比較検討を含む総合的な論点整理を行うというものであり、2月14日から6月30日までの約5ヶ月間に計10回の会議を行いました。お訊ねの回答については、その中から鉄道存続の可能性について限定したものを選んで申し上げます。まず第1回検討会議では、三江線の現状と課題として五つの項目の整理を行いました。まず一つは沿線地域の状況として、人口推移、人口分布、主な施設についての確認を行い、二つ目に三江線の状況については、線区概要、利用、列車本数の推移、災害の状況についてJRからの現状の説明を受け、三つ目に沿線地域の公共交通の状況について、流動、交通分担率、路線バス、スクールバスの状況についてJRから説明を受けました。四つ目に三江線活性化に向けたこれまでの取り組みについて、三江線活性化協議会において、平成23年度から行ってきた活性化事業の取り組みについて、5年間の振り返りを行いました。五

つ目に沿線地域の交通に対するニーズ、これについては平成26年度に行ったニーズ調査の結果確認を行いました。このほか平成24年度のバスによる増便社会実験の結果、利用の推移についても確認を行っております。第2回検討会議でも改めて、三江線活性化協議会の取り組みの検証を行っております。三江線活性化協議会の事業については、「まだ、やれば効果が上がる可能性がある。」という意見や「三江線沿線住民への情報提供や浸透が不足していた」との意見もありました。その後、中国運輸局から鉄道事業の許可基準についての情報提供がありました。また、JRから鉄道の特性と三江線について、鉄道は拠点間の大量輸送に向いていること、三江線の1列車当り乗車人員5.3人では、CO<sup>2</sup>の排出量はバスや自動車の方が有利であること、落石対策として連続徐行区間が27.3kmもあり、そこは時速30kmで運行していること、鉄道事業の形態として第一種事業者、第二種事業者、第三種事業者があり、第3セクター、上下分離方式、みなし上下分離方式といった鉄道事業の形態事例などの説明を受けました。第3回検討会議では、1月下旬から2月上旬にかけて行ったJR西日本による住民説明について、住民の中にどのような意見があったのか、振り返りを行っております。また、鉄道としての存続の可能性について、JRからは三江線の営業損益の資料が提出され、説明を受けました。さらに、みなし上下分離方式の事例として、一畑電車の事例や、上下分離方式として若桜鉄道の事例について、説明も受けました。第4回検討会議では、三江線の営業損益について、行政負担額は現在の三江線の収支を前提とする場合、いずれの方式を採用しても鉄道事業者の収支は多額の運行欠損が生ずるということを確認しました。また、一畑電車の幹部職員に出席いただき、経営の状況について説明を受けましたが、一畑電車は輸送密度が平成26年度1,708.6人であり、上の部分の運行収支は、1,800万円の黒字であるが、営業損益は1億8千200万円の赤字であるという説明でした。また、鉄道事業は「非常に特殊であり、運転士の養成は、最低1年はかかり、雇用後でないと養成できないこと。養成期間中も給料を払っており、運転士に限らず、あらゆる職種についてダブらせて抱える必要があること。営業費用の6億5千万円のうち、3億円は人件費であり、給料は安いそれでも80人を超えれば3億円という経費が掛かり、非常に厳しい経営状況である」ということでした。一畑電車の営業費用は、6億5千万円であり、三江線は、10億円であります。一畑電車は、減価償却費も低く路線距離も42.2kmと短いんですが、それらを加味して、「三江線の収支状況に違和感はないか。」という問いに対し、三江線は、108kmという営業キロを持っており、感覚的には妥当であるという感想をいただきました。また、中国運輸局からは、「鉄道事業の許可を得るために必要な輸送密度の規模感について、輸送密度が低い場合でも、自治体による10年程度の支援を前提とした許可事例はあるが、10年より短い期間の支援を前提とした許可事例はない」との説明を受けました。日常利用を増やす観点から、スクールバスを各高校が出していることについて、該当の自治体に聞き取りを行った結果、「スクールバスは、三江線と共存できており、スクールバスの運行が通学定期利用者の減少に与える影響以上に、少子化等の影響が大きいんだ」と、いうことを確認しました。これらを三江線に関する検討会議 経過報告書として、4月21日の三江線改良利用促進期成同盟会総会に提出し、報告を行いました。同盟会からは、それに対し「JRとし

て三江線の運行を継続する可能性を高めるための方策について、もっと検討するように」と指示を受けまして、第6回検討会議で、どのように進めるかについて議論を行い、三江線の利用者数を拡大し、運賃収入を増加させる方策と、運行に要する経費を削減する方法、この2つの観点から再度検討を進めることになり、第7回検討会議においてアイデアを持ち寄り検討しました。第8回検討会議では、利用者増加策とコスト削減策を統一の表にし、輸送密度を計算することとなり、第9回検討会議でもその検討を行い、その内容を6月18日の期成同盟会臨時総会で、鉄道存続に係る補足的検討策として報告いたしました。以上、三江線に関する検討会議での、「鉄道存続の可能性について」検討協議したものを選んで申し上げます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) ええ、10回にわたる会合の中で、ええ、協議をされたことを今述べていただきました。あのう、先般、ええと、全員協議会で示された、最終的な、ええ、資料の中にコストのことが載っておりました。あのう、今お話を伺いましたらこのコストのことについては、ええ、JR西日本の現行の運行の収益に基づいてコストのこともですし、その以前に資料として示されました第3セクターであるとか、上下分離であるとかさまざまな方式の場合のその地元負担がどれだけになるかというものがございましたが、ええ、そのコスト、そのコストがですね、そのJRが示したものが、ええ、妥当であるという分析、先ほどまあ、あのう、一畑電鉄のほうから聴取をしたら、ええ、おおむね妥当ではないかということが一畑電鉄からあったということでもございましたが、あのう、自治体として、ええと、あのう、この実務者会議は言われましたように県と沿線の市町とそれからJR西日本も入っておるということですので、ええと、実務者会議の中でということはずかしいのかも知れませんが、あのう、沿線の自治体として、ええ、例えば専門家を招へいして、ええ、コストの検証をするとかというふうなことはなされませんでしたでしょうか。

●原定住促進課長(原修) 番外、

●議長(辰田直久) 原定住促進課長。

●原定住企画課長(原修) この検討会議はおおむね2週間に1回というスパンで、あのう、計画されまして、その都度会議終了しませば、あのう、その日の課題もあり、また次回での課題の研究という課題もありますので、たいへん時間に追われた期間でありました。で、この検討会議には、あのう、県の交通対策課も入っているし、それから運輸局の中国支局も入っております。当然JRの収支報告等が国にも出されておりますので、そうした中でのチェックもあるものとして、我々はそれを信じる以外に方法、方策はなかった、もっと詳しく自治体で調べるといってもそのJRの営業損益ですから、JRに聞かんことには何もわからない、そんな中で検討会議としてのメンバーと一緒にやっているJRに対し、その報告を全部疑ってかかるというような態度はちょっと示しにくかったという部分もございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●**中村議員(中村昌史)** あのう、まあ、後ほどちょっと述べようと思っておりましたが、あのう、ええ、これはですね、ええと、感情論と言いますか、JR西日本に対する不信感というふうなものを沿線住民の皆さん方の中にそういったものがある、ええ、そういう中で、ええ、JR西日本の言ったことを信じなさいと言われるのはなかなか無理があるんじゃないかということで、ええ、ここに至ってみますとですね、あのう、すべてがこうJR西日本の描いたシナリオどおりに進展して来たんじゃないかなあというふうに思えてなりません。あのう、報告会を、ええと、報告会として3回、3回ですかね、それ以前に説明会、JRの説明会とございましたが、その報告会の中で、ええと、先ほど課長が言われたような資料を示されて、ええ、説明を受けたわけですが、ええ、役場の職員が説明をすると、説明を聞いておられる方の中に、なんでJRの資料を役場の職員が説明するんだというふうな感想を持った方もおられました。ええ、これですね、あのう、えと、まあ、そうしてそんな中で、まあ、ここまで進んできた中で、ええ、9月23日に、ええと、臨時総会を開いて、ええ、意思決定をするというふうになったわけですが、ええ、先般の全員協議会で町長は、ええ、なぜ9月23日に意志表示を決定、意志を決定しなければならないのかというふうに問いましたところ、町長はJRが廃止届を出すまでに方向性を決定するためだというふうに言われました。もちろんそれ以降の1年間という期間があるんで、ええ、検討を早く始めたいということもあるんですが、ええ、JRが廃止届を出すのでそれまでに意志を決定をするということになりますと、最後の最後までJRの思惑とおりがたんじゃないかというふうなことになるのはしないか。せめて9月23日を先延ばしにすることはできないか、町長に聞きたいと思います。

●**石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** あのう、これはまあ、時間がどうのこうのということではなくて、まあ、今回の3会場での意見を私も真摯にいろいろと皆さん方の意見を聞いたわけがありますけども、まあ、確かに口羽地区でやった会場では、中村さんのようなご意見も少しはあったと思います。ええ、しかしまあ、瑞穂会場、石見会場では全く出なかった、で、もうむしろバスを転換後のプランはどうなるのかっていう、そこをはっきり示していかないと沿線の皆さんは安心しないよってというような議論ばかりでございました。ですから、やはり我々が次のステップにいかなきやならないというふうに、私は今この壇上に立って思ってるわけです。いたずらに時間を過ごすのはどうなのかなってというのは、邑南町全体の意見の中での私の今の思いでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●**中村議員(中村昌史)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 中村議員。

●**中村議員(中村昌史)** はい、ええ、そもそもの話をします。元々を言いますと、これは国鉄民営化の時に、赤字路線は廃止していいですよということになっておりました。もちろん三江線も廃止対象路線の一つでございました。当時は代替の交通機関がないということで廃止を免れていたものでありますが、ええ、まあ、その後町長も言われますよ

うに鉄道事業法の改正により、廃止の道がより簡単になったということもあって、ええ、なりましたけども、元々の話をしますと、冷静に考えますとですよ、JR西日本が果たして非難されるべき、ものなのかつということはありません、わかります。冷静に考えれば。しかしながら先ほど言いましたような、ええ、沿線で三江線に関わってきた住民とすればですね、ええ、JRに対する感情的な不信感というものがあるわけでございます。まあ、それは、ええ、まあ、卵が先か鶏が先かということになるかも知れませんが、ええ、乗客が減ってきたので、利用者が減ってきたので、合理化という名のもとに便数を減らすと、あるいは、行き違いの装置ですね、を減らして利便性の高いダイヤの構成、ダイヤの編成を不可能にしてしまうと、ええ、そうすることによって、まあ、私は返って利用客を減少させたんじゃないかなというふうに思います。そして、ええ、そういうふうな合理化という名の下でいろいろなことをやりながら、撤退の理由は赤字ではないんですというふうなことを言われる。ええ、どうも沿線住民をないがしろにしとるといふか、ああ、住民の思いをJRは汲んでいないんじゃないかというふうな気がします。ええ、そして全線開通40周年記念事業、去年の8月の末日にありましたが、それを行ってから、2カ月も経たない時期の撤退の表明と、意志表示ですね。結局まあ、とにかくJRは三江線から撤退したかったんだということしか思えません。ええ、そう思うとですね、やっぱりJRは悪いんじゃないかというふうな、これは感情論です。JR悪者論とでも言うような、ええ、感情論が、これ沿線の住民が持っているのはこれは仕方がないことじゃないかというふうに思います。あのう、ですから聞く人によれば、それはお前らの愚痴じゃないかというふうに言われるかも知れませんが、ええ、そういう愚痴でも言わなければ納まらないという感情を、まあ、理解は難しいかも知れませんが、ああ、そういう気持ちもあるんだねというふうなところをこうおしはかっていたきたいなというふうな気がします。ええ、ですから、まあ、これで、ええと私がここで質問することによって、ええ、物事が流れが変わるとも一つ、というふうなことも思っておりますが、あのう、そういう気持ちで、まあ、今回質問をさしてもらっておるといふことです。で、ついでにもう一つ言わしていただきますと、ええ、二つ目の問題ですが、質問ですが、これはあのう、昨日1番議員の質問の中で町長が答弁をされておりますので、その答弁を借用させていただきます。それによりますと、ええ、町長は説明議論をつくしたというふうに答えられました。これはまあ、ええと、邑南町全体で考えて、ええ、あのう、説明会、報告会を町内1箇所じゃなくてあちこちでやっただと、で、いろいろな方の意見を聞いたと、ということで説明を尽くしたんだというふうにおっしゃられたんだと思います。違っておればまたのちほど。まあ、あのう、説明をする側とですね、説明を受ける側で捉え方も違いますし、ええ、どこまで説明すれば十分なのかというふうなこともありますから、水掛け論になるかも知れません。が、最初に質問したように、JRの資料に基づいてということではなくてですね、独自にきちんとした結果を示してほしかったというふうに思っております。あのう、先ほど言いましたようにJR悪者論に、ええ、取りつかれている者にJRの言うことを信じなさいと言われてもこれは無理な話であろうかと思えます。ええ、まあ、きちんとあきらめさしてほしかったという思いがあります。またええと、三江南線で言いますと着工から80年、構

想から言いますと100年ですね、ええ、これになろうかというような歴史を持っておる三江線の問題をですね、ええ、1年間の5回の説明会、報告会で納得しなさいと言われても、まあ、これも感情論です。ええ、愚痴ついでに言わせていただきました。邑南町は広いですから、沿線住民だけが町民ではありません。が、もう少し沿線住民に寄り添った対応が欲しかったなあというふうになんて思っています。これは愚痴ですから、愚痴として聞いてください。まあ、ええ、しかしこれ、感情的な愚痴だけでですね、町長が考え方を換えられるとも思いません。そこで、3点目以降の問題について、課題について、今後の課題について聞きたいというふうに思います。ええ、3点目の、ええ、三江線を活用して展開してる地域振興の今後をどう考えるか。これは具体的にいうと、たとえば宇津井のINAKAイルミのような問題です。これはええと、昨年度は2日間で8千人の入り込みがございました。今年度も実施すべく実行委員会で今協議中でございます。今年はまだJR三江線が走ります。来年以降のことは今のところわかりません。走らない公算のほうが大きいのかと思います。ご存知のようにこのイベントは三江線宇津井駅があつて初めて成り立っているイベントであります。こういうふうに、まあ、三江線を利用して、INAKAイルミは三江線に乗ろうということではなくて、三江線の鉄道施設を利用して、ええ、展開をしておるわけですが、今、ええといろいろな民間団体が三江線に乗ろうということでもいろいろイベントを企画しております。ええ、そういったことも含めてですね、あのう、活用して展開をしている地域振興の今後をどういうふうにご検討されるかを聞きたいと思っております。

●**原定住促進課長(原修)** 番外、

●**議長(辰田直久)** 原定住促進課長。

●**原定住企画課長(原修)** 邑南町の場合、JR三江線宇都井駅周辺で行なわれている、議員おっしゃいます、INAKAイルミやまたおもてなし神楽列車の運行のように、三江線の駅があるからこそ、成り立っているイベントがあります。これらのイベントは、三江線の活性化、魅力発信に寄与しており、地元にとっても、地域の活性化に欠かせないイベントであり、邑南町として大きな発信力になっているとも思います。三江線が無くなることによって、これらのイベントが無くなり、地域の活性化が後退するようなことは防がなければなりません。三江線廃止後に沿線が衰退しないよう、島根県、広島県とともに、沿線6市町は鉄道のみならず頼らない地域振興策を図っていくべきと考えます。また、これにはJR西日本も、今後の沿線地域の活性化にぜひ一緒に関わらせてほしいという意向を示されてはおります。

●**中村議員(中村昌史)** はい、議長。

●**議長(辰田直久)** 中村議員。

●**中村議員(中村昌史)** ええ、あのう、三江線が廃止すると同時にですね、あのう、地域の輝きが消えてしまうというふうなことはないように、ええ、さまざまな、まあ、INAKAイルミで言いますと実行委員会という組織がございます。で、そこと一緒になって、ええ、対応を考えて取り組んでいただきたいと思います。ええ、併せて、4番目でございますが、あのう、鉄道施設の有効活用という観点からもこの課題があるかと思っております。ええ、今の宇津井の話でございますと、ある日突然宇津井駅、宇津井地

区から宇津井駅がなくなってしまうというようなことは避けなければならないことではないかと思えます。もちろんその廃線になった区間を、全部を残しなさいということではもちろんごさいません。ええ、全線を即座に撤収するというのではなくて、それぞれの箇所に応じた対応を検討すべきだと思えます。宇津井駅はもちろんのことですが、ええ、沿線です、ええ、鐵路があったために道路改良が遅れているという箇所が何箇所かごさいます。邑南町の中でも、ええと、江平、上ヶ畑、あのあたりです、ええ、用地の確保ができない、三江線があるために改良が遅れているというふうなところがあります。ええ、他にも沿線と言いますと、ええ、桜江町のほうだとか、安芸高田市のほうにも同じようなところかごさいます。ええ、そういったところはそれなりの施設を活用して、ええ、道路改良に資するような使い方というふうなことも必要なんじゃないかなと思えます。もちろん、その施設管理のあり方や、あのう、まあ、ええ、将来的に渡って誰が管理をしていくのか、それから譲渡を受けるとしてその譲渡価格の交渉であるとかです、ええ、今からまだまだJRと協議が必要となる部分があるかと思えますが、ええ、資産、財産の有効活用という点での、ええ、考え方を聞きたいと思えます。

- 原定住促進課長(原修)** 番外、
- 議長(辰田直久)** 原定住促進課長。
- 原定住企画課長(原修)** 廃止後の鉄道施設の活用についてはこれまでの検討会議では鉄道存続を前提として協議しております、協議しておるものなので、あのう、これについての協議はしていません。JR側による撤去や無償譲渡により自治体での活用等が考えられますが、同盟会の中では一切要らない…という声もあがっております。邑南町としては、沿線地域の意向を重視し、今後、それを尊重する形で、JR、国、県に働きかけを行いたいと思っております。具体的なプランがございましたら、是非ご意見を拝聴し、今後の検討協議に活かしていきたいと存じます。
- 中村議員(中村昌史)** はい、議長。
- 議長(辰田直久)** 中村議員。
- 中村議員(中村昌史)** はい、あのう、ええ、沿線の自治体で温度差があろうかと思えます。ええ、聞いた話によりますと、JRに持たしておいて、固定資産税を徴収したほうがいいんだというふうなことを考えておられるところもあるというふうなことを伺いました。まあ、考え方はいろいろでありましょうが、ええと、12月議会です、あのう、ローカル鉄道があるということを財産として考えるんだというふうな、そういう考え方といういすみ鉄道の社長のお話を引用させていただきました。これはまあ、ええ、いすみ鉄道は鉄道として残っているわけです。で、三江線では鉄道では、鉄道はなくなるかも知れません。かも知れません。なくなる公算が大きいです。ですが、鉄道が存在していたという財産は一つのこう産業遺産としてでも有効に活用できる部分があるのではないのでしょうか。そういったところは一つ有効に活用できるものは活用すべく考えていただきたいといふふうに思えます。えと、最後にええ、広域交通と広域連携のあり方ということについて聞きたいと思えます。これはJRの示しております新交通システムの問題点、課題について聞きたいということでもあります。まず、ええ、このシステム案

は、あのう、どこが運行するんだとか、既存の路線との整合性はどうするんだとか、というふうなことはまだ具体的には述べられておりません。ええ、沿線を三つぐらいの範囲に、三つのエリアに分けて、それぞれの中で現在よりもこう地域内に入り込んだ運行をやったらどうでしょうかという案です。そしてまあ、それにかかるコストについてもですね、あのう、机上でのこう運行路線の長さに標準的な運行単価を掛け合わせただけのもので、まあ、この点もきちんと検証をして欲しかったということもあるのですが、ええ、JRの示した撤退への向けての考え方の中に、ええ、住民説明会資料の当社の考え方というところの、1番の、ええ、鉄道の特性を發揮できてない拠点間を大量に輸送するという、鉄道の拠点を發揮できてないということ。それから2番の、あのう、ええ、通院、買い物等の市町内で完結する移動が多いというようなこと、ええ、そういうことから考えますと、ええと、これがまあ、要は広域交通として成り立っていないんですよということでありまして。ええ、生活交通をまず第1に考えなければならない、これはもちろんのことではありますが、ええ、新交通システムの目的を生活交通の確保ということだけに絞ってしまいますと、たとえば既存のバス路線と、ええ、まあ、ええ、各市町の運営する公営バスといったものを有機的にこう結びつけるだけでですね、ええ、完結してしまうかも知れません。ええ、たとえば、口羽から三次への通院バスについては既存の備北交通バスの充実とこれへの町内バスの連携を考えれば完成するかも知れません。ええ、JR悪者論で言いますと、もしかするとJRはここまで考えて、ええ、初期費用を全額負担しますよというふうに言っておりますが、ええ、どれだけ初期費用がかかるの？というところがきちんとまだ検証されていませんから、もしかしたらそんなに掛けなくてもできるのかも知れません。ええ、しかしそれが生活交通を確保するということが、三江線の代替交通と言えるのでしょうか。ええ、100キロを超える三江線、これの代替交通案としてバス等を走らせるということでございます。ええ、それがあのう、生活交通だけ考えたら、もっと細切れにしてですね、もっと細切れにして生活の利便性だけを考えてバス路線を考えた方がもっと有効的に経費も掛からずに完結するかも知れません。ただ、それが三江線の代替交通と言えるのでしょうか。現在沿線の民間団体が連携して、ええ、三江線の利用促進を図る活動を行っています。ええ、まあ、12月にも町長はええ、遅きに失した感があるというふうにおっしゃいましたが、まあ、我々もそういうふうに思っております。もう少し早く始めていたらなという思いはあります。が、やっと広域で連携をして活動を行い始めたというところでありまして。ええ、私の周辺で言いますと、花桃まつりや次の日祭り、ほたる祭りに三江線を利用して来てもらって、会場までのバスを、送迎バスを走らせたりっていうふうなことを行いました。ええ、他地区でも江津市を中心に活動しておられる団体が沿線各地でさまざまなイベントを実施しておられます。当初はですね、三江線の利用促進というものが目的であったわけですが、進めていくうちにこういった広域連携がそれぞれの地域の、地域振興に役立つのではないかというふうな思いを持ち始めています。ええと、利用促進ということと言いますと、ええ、都市交流と言いますか、外部から、ええと鉄道のファンであるとか、観光客を呼び寄せるといってももちろんですけども、域内ですね、ええ、6市町の域内でそれぞれがお互いに交流を深めていく、そういったことも利用促進につながって

くんだということがだんだんわかってきました。そうしながらそれぞれの地域での、こう、地域振興にも役立っていけるのではないかというふうな思いが今しております。ええ、I N A K Aイルミでは現在実行委員会を開催しておりますが、あのう、沿線の他団体から協力の申し入れがあったり、ええ、今開催準備からの協力、連携も模索し始めております。このように新交通システムを考えるときに生活交通、これはもちろん重要なのですが、本来三江線で考えなければならなかった広域で連携した観光や地域振興、それからそれらを結びつけるための広域交通のあり方、こういったものを新しいシステムの中でも考えるべきと思います。ええ、それがなかったから廃線という結果を迎えざるを得なかったんだと。そこを考えますと、バス転換を行っても、ええ、またその同じような問題が出てきて、ええ、可部線のように便数が減らされて行くというふうなことになりかねません。ええ、そこまで考えて初めて三江線の代替交通と言えるのではないのでしょうか。ええ、今後は国、県が主導する広域交通会議で議論がなされるそうですが、今申しましたような民間の意見やノウハウを反映させるような仕組み、ええ、会議そのものへの参加でなくてもですね、たとえば下部組織のようなものを作って、そこで意見聴取をすとかというふうなことが考えられないかを問いたいと思います。

- 原定住促進課長(原修)** 番外、
- 議長(辰田直久)** 原定住促進課長。
- 原定住企画課長(原修)** もちろんこれからの地元協議会での協議においては、まあ、関係機関、国、県、関係市町、行政機関も交えてさい、詳細に協議していくわけですが、議員おっしゃるように、じも、おっしゃいますように、地元での意向等は当然邑南町としてはアンケート等もとったりして地元の意向というのは、事前にしっかり受け止めて、それを出た資料を持ってその協議の場に臨むよう、をも考えておりますのでそのとおりでございます。
- 石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。
- 議長(辰田直久)** 石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治)** ええ、まあ、地域振興とか広域交通のあり方、やっぱりこれを論ずるときにはかなり民間の知恵を必要とするのではないかなと思ってます。で、まあ、これまでの反省ではどちらかという行政指導できたのに、やっぱり限界もあったというふうに私も感じてますので、ええ、議員がまあ、言っていらっしゃるようにならぬところで民間のそういった方々が入ってもらえるのか、十分に検討しなきゃいけないけども、ぜひ入ってもらいたいというふうに、まあ、思ってますし、できるだけ情報公開をしながら、知恵をどんどん取り入れていくということが大事なかなあと思ってます。ええ、ただその前提はですね、実はあのう、今回の三江線廃止の反省点というのは十分に考えなきゃいけないと思ってます。ええ、ポイントが外された段階でやはり地域の沿線の皆さんも危機感があったのかどうか、その時点で私も、まあ、地元の意見も聴いたわけですが、もうもともとのもりやあせんよとかですね、ええ、いやあ、こんなことではいけん、なんとかせにゃいけんというような地域の盛り上がり、まあ、全くなかったと言っていい。それから議会からもその当時の質問全く出ていないわけですね。ようやく廃止表明をされてから、まあ、皆さんがやいやい、やいやい、こう言われた、それ

はほんとに遅きに失する。鉄道応援団ができたのもほんとはもっと前から、前からやっていかないといけない話だったんですね。これは全国の先進地でみんなそうなんですよ。いかにその地域が本気度があるか、やっぱりこの本気度がなければ、中村議員がおっしゃてるような地域振興っていうのはでき上がってこないと思います。またその地域、地域でもっともっと磨きをかけていかなきゃいけないと思います。まあ、そういう意味ではもう官民あげてですね、今後はやっていく必要があるんだろうと、まあ、いうふうに思っておりますので、ぜひ、中村議員さんもですね、よろしく民間としてですね、お願いをしたいなとこう思います。

●中村議員(中村昌史) はい、議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) あのう、言われますように反省すべきは反省をしなければならぬと私も思っております。ええ、愚痴から始まって、さまざま述べさせていただきました。が、まあ今後ともですね、地域を越えた、こういった民間の取り組みへの支援をお願いをいたしまして、ええ、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございます。

●議長(辰田直久) 以上で中村議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時30分とさせていただきます。

—— 午前10時15分 休憩 ——

—— 午前10時30分 再開 ——

●議長(辰田直久) 再開をいたします。続きまして通告順位第6号、亀山議員登壇をお願いいたします。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 12番、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、12番亀山でございます。ええ、私がここへ立ちますとまた事件がおきちゃあいけません、実は前の6月の一般質問の後、ツキノワグマの問題である日にツキノワグマが出て、あのう、釣り人が被害に合われたということがありましたが、私の質問で事件が起きるようなことがないようにしたいと思いますが、それで、6月の時点、の時には、ええ、石橋町長にはそのツキノワグマのことにつきまして、その事件が起きてからの対応、たいへん迅速にやっていただきました。地元の日貫地区の自治会の要望、またはそのひと山越した市木地区の自治会、住民の署名に対しましてすぐに対応していただきました。ツキノワグマに詳しい関係者の方に相談しましたら、これは環境省、国がツキノワグマを保護するという施策でやっとなんで、なかなかそれを打開することはむずかしいんじゃないかな、また言うても同じことじゃないかな、というようなことも聞いておりましたが、幸いに町長はじめ県のほうの対応もいち早くやっていただきまして、まあ、具体的にはこういった場ですので申しませんが、住民の安心、安全のために、あのう、すぐ対応していただきましたこと、まずもって感謝申し上げます。今日はそういったことで柳の下にドジョウは2匹おらんかも知れませんが、2点について、ええ、質問したいと思います。1点については早急になんとかしていただきたい。1点についてはもうちょっと慎重に検討していただきたいということでありま

す。ええと、通告しております、まず第1番目は、ええ、簡易水道、利用者のため、安心のために水道水源の安全確保に努めてほしいということでございます。今、ええ、邑南町の簡易水道は国からの指示等によりまして、公営企業会計に移行するというところで、準備が進められとります。そうした中で、ええ、水道委員会へその内容について、水道料金について等の諮問がされ、答申も出たと伺っております。この度のこの公営企業会計に移行することは、この町の簡易水道のことにつきましては、合併当時、町内同一料金にするということ、大きな中間この料金をとるということで、安かったところは上がった、高かったところは下がったという大きな改革がありましたが、それに次ぐまた大きな改革ではないかと思えます。それ以降いろいろ、あのう、施設の整備等も進めていただいておりますが、まず、現在の時点で水道水源の状況、その安全確保はどのようにしているのかということがございます。北海道を皮切りに、その水資源の保全をなんとかせにゃあいけんいうことで、いろいろ自治体で条例を作ったりして、水に対する関心も全国的に高まっておる中で、この邑南町ではその対応についてどうされておるかということをお伺いします。

●林田水道課長(林田知樹) 番外

●議長(辰田直久) 林田水道課長

●林田水道課長(林田知樹) ええ、水道水源の現状と水源の安全確保ということですが、現在簡易水道事業では水源が羽須美地域に4ヶ所、内訳は、地下水が4ヶ所です。瑞穂地域の水源は7ヶ所あり、内訳は、表流水が6ヶ所、地下水が1ヶ所です。また、石見地域の水源は8ヶ所あります。内訳は、表流水が4ヶ所、地下水が2ヶ所、湧水が2ヶ所です。また、飲料水供給施設の水源は、地下水が3ヶ所、表流水が2ヶ所の計5ヶ所があります。次に水源の安全確保についてでございますが、●各浄水場の水質検査を毎月9項目、3ヶ月ごとに13項目、1年に1回51項目を実施しています。水源に関しましても、年1回31項目の水質検査を実施しており、保健所の水道施設立ち入り検査も年1回行い、加えて施設の点検を毎週1回以上行うことで安全を確保しています。また、河川での水質汚濁事故等が発生した場合には、対応マニュアルにより、直ちに取水停止等の対応を実施するとともに、他の水源からの水道水の確保ができるよう体制をとっています。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、水質の安全に対しては担当課で万全の体制を、予算の、きびしい予算の範囲内でやっていただいとるということです。ええ、伺いますと、予算もきびしい中でその施設の周辺の草刈り等はまた職員が暑い中を出てやっとなられるという、その努力をされとるという、ええ、ことも聞いておりますが、今の答弁の中で事故があった場合の対応については万全を期しておるということでありましたが、それが事故があるまでに事前にやはり水道水源については、日常の管理なり体制が必要ではないかという観点でお伺いいたします。そこで、ええ、水道水に対してその事故があった時にはですが、事故もないのに、水道水について根拠のない苦情を寄せることはテロ行為とみなすということがアメリカのテネシー州の環境保護局長が言ったそうでありま

す。確かに誰もが飲む、体内に、体の中に入れる水のことでそういったあらぬ情報を出すことはテロに近い行為、または住民の不安をあおる行為ということにもなるかと思いますが、そういったことでできれば私も、その利用者の方に不安を与えるようなことがないように、できれば事前に、あのう、対応をとっていただきたいかったんですが、もうこの問題が発覚しまして、1年が経過しました。言いますのは、あのう、水源の、あ、簡易水道の水源に不法投棄のごみがたいへんにあるという情報を得まして、ええ、昨年の4月の15日駐在所の警察官さん、自治会長さんがその現地を踏査されました。そうしたところが、思いもよらぬごみが投げてあったりしたので、昨年、水道課のほうへ、または町民課のほうへも自治会のほうから申し入れをされたと伺っております。いうのはこれは場所として、市木の簡易水道の合戦谷の不法ごみのこととございます。現地はええ、そこの施設は平成8年にできたんだと思いますが、その水源をとる以前から、そこは高いところへ、その谷の高いところへ主要地方道の浜田、八重可部線が通っております。山の中です。道路の下はブロック積み急峻なところで、山もきゅうなところがあります。そこへ建設以前から不法ごみもあったんですが、そこへあえて瑞穂町の時代に水源を確保しました。聞きますとその当時、工事をされた方がいっぺんはその谷を掃除されたとも伺っております。それで、今あるこの状態を1年以上過ぎたわけですが、これをこの担当課、水源でいうと水道課になるわけですが、不法投棄のごみでいうと町民課になるかとも思いますが、これの対応についてこの1年の間、どういう対応を取られてきたかということをお伺いします。

●林田水道課長(林田知樹) 番外

●議長(辰田直久) 林田水道課長

●林田水道課長(林田知樹) ええ、水道課におきましては水源施設及び水道施設周辺の点検確認を毎週一回実施しており、随時ゴミ等の処理は実施してきました。ただ、水源施設上流区域での不法投棄につきましては、現在のところ点検等は実施しておりません。関係機関等からの連絡がありましたら、現場確認により水道水質からの影響を検討するという状況であります。不法投棄物の対処といたしましては、先ほど言われましたように町民課のほうと水道が関係するものと思っております。ただし、水源流域での環境活動などが今後計画されるような場合は、水道課といたしましても協力していきたいなと思っております。ええ、なお、議員指摘のですね、ええ、市木の合戦谷の水源地につきましては、昨年の春に水道課に相談をいただいたのち、河川周辺の確認作業を実施いたしました。直ちに水質に影響のあるような有害物質は発見できず、またその後の水質検査においても、異常は発生しておりません。しかしながら、これまで地元の皆さんで実施された美化運動でコンデンサー等の不法投棄もあったと聞いております。また現状においても不法投棄は治まっていないようです。現在投棄されています不法投棄物の除去および今後の抜本的な対策を含めまして、今後とも地元の皆さま、関係機関と今後とも協議してまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、1年経ったわけですが、今後ともそれは協議を進めるということで、どういった方向になるかということが結論いただけません。そこで、先ほど話した不法投棄、ごみについて、このもの、不法投棄ごみというのは私たちが思いもよらん、最後の結果を招くように聞くんですが、この不法投棄ごみの処理、対処方法について町民課としてどのように考えておられるかということをお伺いします。

●**種町民課長(種由美)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 種町民課長。

●**種町民課長(種由美)** 不法投棄のごみの対処方法ということでございますが、一般的なことを申し上げさしてもらったらよろしいでしょうか。ええと、環境衛生の担当しております町民課のほうといたしましては、水源付近のみならず全国的にも巧妙かつ悪質な不適正処理不法投棄が依然として後を絶っていない状況でございます。で、先ほど議員がおっしゃいましたように邑南町におきましても具体的事例もお話されましたけども、不法投棄がございます。このような場合は不法投棄禁止看板を設置いたしまして、不法投棄の抑止、防止を呼びかけているところです。不法投棄を発見した場合でございますが、現地確認を行い、不法投棄の原因者を特定できるものにつきましては、原因者へ責任を追及し、処分をしてもらいます。ただし、投棄された物によっては原因者が特定できないものがあります。このような場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律でその土地の占有者や管理者が清潔を保つように努めなければならないという定めがありますように、土地の占有者や管理者で回収及び処分してもらうことになろうかと考えております。先ほど議員がおっしゃいました場所につきましては、不法投棄が多い場所といたしまして、町では今年度、環境省の事業を活用いたしまして、不法投棄監視カメラを設置し、不法投棄禁止の看板と併用して、その抑止や防止に努めているところでございます。また、島根県では廃棄物適正処理対策推進事業として、廃棄物適正処理指導員を配置されておりますので、県央保健所管内にも1名指導員が配置されておまして、管内パトロールを実施されております。町といたしましても、不法投棄が多い地域については、随時、情報提供をいたしまして、継続的に見回っていただくようお願いしております。まあ、不法投棄を発見した場合は、こういったように保健所など関係機関と連携を図ったり、警察署に通報したりしながら、不適正処理事案、不法投棄の発生抑止や未然防止活動に努めてまいりたいと考えております。以上です。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、不法投棄はされたほうが最終的には責任を取らなければならないということだように理解しました。そこで、現場はですね、一般的な先ほど町民課長が言われた、一般的な山林とか、あのう、原野とかいうところの不法投棄ということもありますが、要はしょっぱな言いました簡易水道の水源、水をとるところのその上流に投げられたごみの始末のことです。これについて、ええ、水道法、ああ、町の水道の設置条例ではこういったことは詳しいことは載ってありませんが、水道法の第2条の1項では、水源の保全を地方公共団体の責務であると定めております。その水源の保全という項目に照らし合わせて簡易水道を管理される水道課のほうで、そのごみの撤去を

するということではきんのでしょうか。地主の責任で、それはあのう、撤去することになるのでしょうか。

●林田水道課長(林田知樹) 番外

●議長(辰田直久) 林田水道課長

●林田水道課長(林田知樹) ええ、先ほど申しましたとおり、ええ、地元のほうと協力してですね、今後も協議していき、またあのう、地元のほうから、ええ、清掃作業等、をされるということになりましたら、ええ、水道課といたしましても、ご協力をさせていただきたいと思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) ええ、そういう、すると、水道の施設をする管理者のその責任よりも地元の地主なり、地元の利用者の責任で処分するいうように伺いました。ですがね、ええと、ここの水源をつくる時には、もともとなかったところですが、その水というのはその下流にあります田んぼを潤すかんがいの用水だったんですよ。ほいで、それを設置をするのを平成8年当時瑞穂町の時代ですが、そこへ簡易水道を設置しようということで、計画が上がって地元と交渉しました。ほいで地元の地権者の方と協議をして同意を得て、ここにあのう、その関係者がとつとられた協定書が、平成8年のが、大事にとつとんさったです。ほいで、これによりますとその協定の時には、市木地区の最大給水量501立米としてあります。今の現在の邑南町、今年の3月に出された簡易水道の計画の中でも501立米であります。平成8年当時にそこで取水計画を立てる時に、合戦谷の取水は1日に250立米を取水しますよいうことで、地元との合意が取れとります。ほいで今、町の水道の計画を見ますと、合戦谷の取水は275立米と書いてあります。1割増しの計画がいつの間にかされとるんですよ。ほいで、平成8年当時言いますと、ほ場整備がすんで、まだ畦畔もしっかりしとって、田の水も不足することはないだろうというようなことから地元の人もこれに協力して、地域の水源が足らんのならということで、協力されたんだと思います。それともう一つは不法投棄があったときに、その設置者の責任よりは地元の責任のほうが大きいですよいう答弁だった思うんですが、そうすと、要はこの下流域のその水を飲んどられる方の安心を確保するためには、そいじゃあその協力された6名の方が責任言いますか、6名の方が前に立ってごみ処理をせんとこの問題は解決せんというように私は理解するんですよ。なんで平成8年に町の簡易水道のために協力しますいうて、協定した人へ、そのわからん人が捨てたごみの始末までその地主が受けおわにゃならんのですか。それ、担当課ではまあ、確かに町民課、水道課、担当課の中で法に基づいてできるだけことはこれまでもしてもろうとります。前のツキノワグマの時でも県といろいろ協議しながら、農林振興課ではできるだけのことをしてもろうとったが、それでもツキノワグマのことは問題解決せだったです。そこで町長、法的にいろいろ制限の中で担当課で一生懸命やってもろうとるんだが、とうとうその結果を見たら、地主さん、協力してもろうた町民のほうへその責任をお願いせにゃいけん状況になつとります。なんとかここは政治判断でこの問題を一日も早く解決してもらおう方法はないのでしょうか。で、先ほどあのう、水道課長が言われた水質検査

の項目についても、たいへん数がおいいわけです。そいで課長のほうからもありました、コンデンサーが道路脇に捨ててあった、これは地区の奉仕活動、県道端の空き缶広いをしましょうという、地区の活動の中で見つかったものですよ。そいで、そのコンデンサーも小さい、こういうようなものじゃあない、普通の家庭言いますか、農家で使う三相の、進相のコンデンサーは、これぐらいのものじゃあない、高さが30センチぐらいあるような大きなものだったんだそうです。そうするとそこで確認をしときゃえかったんですが、当然そういった物の中にはPCBが含まれておるんじゃないかと思えます。こういった席で、そういった危ないことを話すのはあれなんです、そうするとそれが仮にさびて腐って流れたときには、今の合戦谷の水源の施設ではそれは除去することはできないのじゃあないか思えます。アルミの合金を混ぜて、泥を沈殿させて、あとは急速ろ過をしてそいから各家庭に送るんですよ。そういった化学物質の除去については今の施設ではできんかと思えます。大きな事故が起こる前に、なんとか対処してほしい、それを願うものです。先ほど課長の言われた、地元が対応するんなら、町も協力しますよということですが、地元対応としてはさっきも言いました、子どもさんも出たり、大人も出ていっしょに道路端の空き缶広いをする、そのひろうたのを町民課のほうで処理してもらおう、住民ができるのはその程度じゃあないでしょうか。現場を見てもらうとわかりますが、急峻な山の中で、山の整備がされとらんとこで、藪の中を、そいで急峻だ、谷川に落ちたごみを拾い上げてそれを上に持ち上げるのはまあ、機械をつこうて持ち上げにゃあしやがありません。ほいから実際、投げてあるごみでは一人、二人では抱えられんような、一般家庭のごみでなしに、産業廃棄物と思われるような物も見えました。なんとかそのう、簡易水道利用者のために、その人たちの安心、安全のためになんとかここで、法的には町はそこまで手はだせんということもあるかも知れません。なんとか町長の配慮をお願いしたいところですが、どうにかなりませんでしょうか。撤去について。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、今のいわゆるケース、これはほんと命にかかわる問題じゃあないかなと思うんですよ。ですからそのときにどういう対応したかというのは私もわかりませんが、おそらく発見されて、そういった危険物が見つかったら当然すぐ役場にゆってもらいたいと思います。危ないですから。その時にやはり役場がどういう対応をしたかということなんでしょうけども、今この場で初めてこういうことがあったよということじゃあ、ちょっと私は、そういうことであれば遅いと思うんですけども、まあ、いずれにしても、あのう、水っていうのはとにかく命にかかわる問題なので、やっぱりある程度ケース、ケースで判断をしていかなきゃいけない部分もあるんだろうと思います。役場が全面に立って考えていく場合とそれから通常の、まあ、投棄であればそれはそれで一緒になってやっていくということもあるんでしょうけども、今の亀山議員がおっしゃったような場合は、役場が前面に立ってやっていく必要があるんじゃないかなとこういうように思います。できるだけ早い通報なり、処理をしなきゃいけないというのは、私は当然だろうと思いますね。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) ええ、ごみの投棄はこれは古くからあって、なかなかそのごみの捨てた本人を特定することができんような状況でありました。しかし、今の町長答弁で言っていただきましたように、町としてなんとかしてやろうということ、それと去年の4月の15日からの課題であります。先ほども言いましたがアメリカの環境省の次官が言うたように、直接事故が起こらんうちにこういった問題を取り上げると、返って、あのう、住民の感情を、言いますか、逆なで、逆なでじゃあない、住民感情を上げて騒動を起こすようなことがあるんで、自治会長さんもできるだけ穏便にこれまで進めてこられて、担当課と相談されとりました。町長、今の答弁のできるだけ早い時期になんとか対処していただくことを重ねてお願いしてこの質問を終わりたいと思います。ええと、そいでこんだ次2番目に通告しておりますのは、防災行政無線改修事業、これは防災情報手段、伝達手段をもう少し総合的に検証して、慎重に進めていただきたいということでございます。ええ、国は今の電波の利用が増えて、電波、が窮屈だということで地方自治体の持つ防災無線をデジタル化にして、今の60メガヘルツから他の所へ移転しなさいよいうことを、これは前から進めとります。思い出しますと10年前、平成17年だったと思いますが、この邑南町が合併して防災無線を町内一本化するいうところで、その当時もデジタル化という方向は国の方から示されておったわけですが、この島根県内の、あのう、他の自治体の状況または財政事情、いろいろ配慮のされた中であえてまたアナログ方式という方法をとって、今日まで10年経ちました。その当時私もこの議会へのぞかしてもろうて、しょっぱなですが、反対してしまいました。あんどきは。もうデジタルの方針に決まるとのになんで今アナログですかというて反対したことを思い出したんですが、もうあれから10年経ちました。その当時も一応この施設は10年が耐用年数と思って、あのう、建設しますいうことでしたが、その当時のお金で4億8千万ぐらいかけてその防災無線の施設整備がされておるわけです。そいでここに至って、ええ、防災行政無線がもう、あのう、機械が古くなった、部品がないとかいうような情報はこれまでも聞いておりましたが、今執行部のほうではこの改修計画を進めてられるように伺いました。そいで、9月の7日に議会のほうへ今すすめとる状況についての、その進捗状況言いますか、内容についての報告がありました、それはすべてその防災無線のシステムを更新するということでありまして。その状況について、もう少し現在のその機器の状況がどうなんであるかと、それと利用状況、使い方について、この防災無線はどのように役割を果たしておるのかということについてまずお伺いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、現在の防災行政無線は、おっしゃったように平成17年度に4億8千700万程度で整備をし、平成18年4月から運用を開始しております。当時は、旧町村の無線が耐用年数を経過しておりまして、また全町への一斉放送が必要である、そういう状況から設置を計画し、方法については、当時、おっしゃいましたように、デジタル波の、あのう、切り替えについても総務省のほうから、こりゃ、16年だったと思いますけど、あのう、決定があつて、そのことを受けておりましたので、ええ、

デジタル波のほうへの変換も検討したんですけれども、ええ、実際は、当時は総務省のほうは防災行政無線につきましては、ええ、努力義務となっておりまして、移行につきまして、あのう、強制力を持っていたのは、消防無線、ご存じのように消防無線が、ええ、平成25年までだったですかね、移行しなさいというふうになっておりました。ええ、実際に電波調査をしましたところ、当時のあの、デジタル波では十分な効果が認められない、認められないということがありまして、いうのは、まあ、後で申し上げますけれども、あのう、かなりの基地局を設けないと、まあ、いけないということもありますし、また電波の到達距離も決まっております、ええ、これに耐えうる、あのう、距離も無かったということがございまして、ええ、どうしても、ええ、当時はアナログを立てないと、まあ、整備は不可能であったという状況がございましたのでご理解をいただきたいと思っております。ええ、そういう形で、あのう、アナログ波を、まあ、ある程度金額も安くございましたけれども、ええ、アナログ波に、あのう、選択をしております。ええ、機器の現状でございましてけれども、ええ、整備から11年が経過し経年劣化が進んでおります。また、総務省の言いました、デジタル波移行も市町村防災行政無線は今度は更新時というふうに変更になっておりますので、ええ、更新時となっております、ええ、このことを企業も踏まえまして、現在ではアナログ波の戸別受信機等の機器の部品も含めまして、製造も中止をしております、ええ、たいへんあのう、困った状況にもなっております。ええ、また、あのう、そうした状況で、委員会のほうではご説明いたしましたけれども、三次市のほうが、ええ、まあ、更新をされたということで、当時同じ、あのう、無線機を持っていた地区もございましたので、その無線機をいただいて、ええ、おりますし、また流通しております戸別受信機を購入したりということで、ええ、今後に備えてまいりました。ええ、ただ、このもの現在の機器を長期間、あのう、維持することは到底困難な状況に、まあ、現在なっております。また、現在の利用状況でございましてけれども、設置数は事業所を含めまして、石見地域が2,212、瑞穂地域が2,168、羽須美地域が1,060、合計で5,440となっております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** ええと、利用状況については今の戸別受信機の数をお教えいただいたわけですが、これは確かに部品もないというようなことが言われるんですが、確かに国のほうはもうアナログはやめなさいという指導しとるんで、あのう、メーカーのほう今さらそれを作るのは、あのう、いかがかということで部品も不足しているような状況になつとるんじゃないかと、国はどっちかいうとだんだんその圧力を強めてくるんじゃないかと思いますが、10年経ってもうやり変えにゃあいけないのかというのが私たちの実感であります。そこで防災無線については、いろいろまあ、町民の方からもその放送内容とかについて、いろいろ意見を伺うわけですが、まあ、この名前が防災行政無線ということがあるということは、特にこれを使うほうでいうと、危機管理課、防災、あるいは災害のお知らせとか、町民に知らせたりするときについて、これは重要なこの無線は位置づけになつとろう思うんですが、この防災行政無線のあり方について危機管理課ではどうあつてほしいと望まれとるか、またその情報伝達を、ついてデジタルに更新

したほうがいいと考えられるのか、それと今では、ええ、地域防災計画もできたりして、それから各地区には自主防災組織もあります。そういった中で本部と地域とを結ぶ情報伝達についてはこちらから一方的にお知らせするばかりでなしに、要はその災害現場の情報をこっちへ受け取るということも重要な役割をもってくるのではないかと思うんですよ。そういったことも含めて今の一方通行の防災無線をただアナログをデジタルに変えることで今後災害対応について危機管理課では、今までいろいろ計画されたり、改善されてきとると思いますが、それで対応できるとお考えなのか、この無線に対する危機管理課の考え方を教えてください。

●朝田危機管理課長(朝田誠司) 番外。

●議長(辰田直久) 朝田危機管理課長。

●朝田危機管理課長(朝田誠司) 防災行政無線のあり方についてというご質問でございます。まあ、あのう、災害発生時、また災害が予測されるときには、速やかに町民の皆さまに正確な情報を伝えることは災害対策基本法で定められた自治体の責務でございます。最重要なことだと考えております。防災行政無線はこうした情報を伝える上で非常に重要な手段であると考えております。国の防災基本計画においても情報伝達手段としましては地方公共団体は、情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系の整備を図るものとする、とうたわれておまして、町民の皆さまに情報を伝える手段としては情報を受動的、あるいは強制的にも伝達できる防災行政無線の役割は大変大きなものというふうに考えております。情報を伝える手段といたしましては、各種の方法がございまして、ケーブルテレビ等の有線方式で、もありますが、そういった有線方式では、災害時に断線や停電により使えないなどの恐れもあり、あるいは情報を能動的に覚知していただく必要もあり、それに比べて防災行政無線の、無線通信方式による町民の方々に配備してあります戸別受信機や屋外拡声機への通信がより確実性に優れているものと考えております。まあ、現在でもあのう、防災行政無線による情報発信とともに、ケーブルテレビ、ホームページ、フェイスブック、緊急速報メールなど複数の情報発信手段により複合的に緊急情報を発信する体制を整えているところですが、いざいざも、いずれも全ての方々への一斉の情報伝達という面では確実性が不足しており、防災行政無線の補完的役割であるものと考えております。それからそして災害時に地域の情報を把握する情報の必要性は当然に認識しているところでございます。このため、災害時の地域の情報の収集方法ですが、すべての自治会から各集落単位において、災害時緊急連絡協力者を選任していただいております。役場からの問い合わせ、地域の状況の報告をいただく体制を整えております。戸別からあのう、双方向通信ができる防災システムについてでございますけれども、まあ、たとえばですが、災害時に町民の皆さまからの通信が殺到しまして、それによりまして町からの重要な災害情報の発信に支障をきたすようなことがあってはなりませんため、まあ、たとえば双方向システムの導入が必要であるとするならば、防災行政無線とは切り離れた、別システムによるものであるべきではないのかというふうには考えております。以上でございます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、そこでこれは防災行政無線、ええと、あのう、この根拠になります電波法いうのをちょっと見てみましたら、そういったやはり広く住民にその災害情報等伝えることは、それは重要だいうことは書いてあるんですが、電波いうのは限られた資源なんで、それは他の方法がない場合に今の電波を使いなさいと、それによって、限定して免許が与えられておると思います。ほいで今、邑南町の行政、あぁ、ざい、防災行政無線ですか、その放送の内容からいうとその免許がいただいた使用範囲と今の利用方法ではちょっと隔離があるのではないかなというように感じるところです。夕べの防災無線の放送、一番初めは赤ちゃん誕生のお知らせでした。で、2番目が町道の通行止め、その次が英語でのコミュニケーションの講座のお知らせ、そいから子ども神楽の競演大会、上田棚田保存会、神楽のご案内、そいから今月のお話会、これは図書館からですね、で、最後に農協から台風16号の農作物の注意喚起等がありました。それで地区別放送になった時に瑞穂地区の放送の中で、議会からは今日の一般質問の案内が瑞穂地区の放送の時に流されました。これはなんかの事情があったり、制限があるからこういった方法になるんかのかのと思いますが、災害言いますか、防災以外のことで行政連絡がこの防災無線をつこうてできよるいう、その実情について教えてください。放送法との関係、はい。

●**服部総務課長(服部導士)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** ええ、防災行政無線のあのう、まぁ、電波法の関与と、ところでございますけれども、あのう、邑南町にも条例のほうで設置条例を規定しております、その中にも、ええ、電波法の52条というところが書かれております。これがまぁ、主要の目的でございますけれども、実際電波法の52条をめくりますと、ここに書かれているのは基本的には免許状に記載された目的または通信の相手方もしくは通信事業、この範囲を超えて運用してはならないというふうになっております。ええ、それで今現在邑南町の持ってあります、ええ、免許状のほうでございますけども二つあります。ええ、一つはですね、ええ、これ一般的な防災行政無線、邑南町が所有しとるものですが、ええ、これはええ、無線局の目的は、ええ、防災行政用そいから、ええ、通信事項は防災、防災行政事務に関する事項となっております。続いてもう1点が、ええ、免許人はですね、ええ、邑南町同報無線利用者協議会で持ってあります。ええ、これは無線局の目的はこれ同じく地方行政用、ええ、それと通信事項は災害の防止その他構成員の公共的活動を支援するための広報に必要な事項となっております、ええ、免許の許可を受けております。ええ、それで、ええ、このあのう、無線協議会のほうでもっておるものにつきましては、総務省がこういっとります、ええ、基本的には防災行政無線の通信内容は、ええ、一般行政と、ええ、防災業務に限られておりました。しかしながら、地域住民の生活に密着した公共的情報伝達の目的として開設される無線局が地域共同公共、あぁ、広報無線用の無線局として認められるようになっております。そのためにはええ、先ほど言いました、ええ、無線協議会が必要でして、本町におきましても、ええ、ちょっと今、名簿ちょっと手元にないですけども、町長を筆頭にですね、ええ、行政機関の代表者はありますけれども、警察、それからええ、商工会、農協、ほいから

婦人会に自治会の関係、ええ、など入っていただいております、その中で、ええ、なんに使用するかと、何を放送してもいいよということを、ええ、決めておられます。それに基づいて、ええ、放送内容選択して放送しておる現状でございます。また、最後に言われました、ええ、各地区での行事予定のところでは申し上げますのは、まあ、あのう、番組の構成上ですけれども各地域に全町の、ええ、行事予定と、ええ、その地域の行事予定をお知らせするようにしておりますので、言われましたように瑞穂地域には全町的にはあのう、この議会の開会のことも入っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、今、邑南町で二つの免許を、ということでしたが、その中でやっぱり利用の内容についてはやはり行政放送、防災、災害等にかかわることというのが頭についとるんだらう思うんですよ。そうするとやはりその内容にも制限がある、それと放送時間についても制限があるというようにこれまで聞いてきたんですが、その電波を発信する時間についての制限は今の防災無線、もう一つの免許を受けとる中で、そういった制限はなくなったのかということについて伺います。

●**服部総務課長(服部導士)** 番外。

●**議長(辰田直久)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** ええと、まあ、電波法上ですね、制限はないと思っておりますけれども、ただ一般の生活の中です、あのう、支障をきたしてもいけませんし、ええ、まあ、ただもう一つは、あのう、機器の、あのう、まあ、内容によつてですね、あのう、たとえばうちの場合だったら、一度の放送が20分以上できないということもございまして、ええ、その点の制限だと思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、今では防災行政無線ともう一つの免許によって、町のお知らせごと、地域のお知らせごとともそれできる、放送内容としては可能だということですが、さっきもいうた20分という制限の中で、毎日、毎日の放送をその中に詰めにやいけん。そいから原稿にしても割愛してかなり整理したものを出さなきゃいけんいうことで、住民の皆さんにしっかり伝わるとるんだらうかという心配があります。それと住民の皆さんがいろんなことがごっちゃまぜになつとるんで、そこでその防災無線を聞こうという注意力というのが、そこが落ちちゃあおらんかと思うんです。それとやはりあのう、皆さんへお知らせする中でも危機管理的なこともあれば、一般的なご案内的なこともある、そういったところもみなごっちゃになつとるのが現状ではないかと思うんですよ。ほいで、先ほどあのう、危機管理課長の答弁の中でありました無線にこだわる、情報を伝えるのに、災害時に、無線にこだわるということでしたが、ケーブルテレビという方法も今では全国各地でいろんな方法がその災害対応の情報伝達の方法としては、ただこの国が勧める260メガヘルツの、だったと思いますが、その周波数のデジタル放送に限らず、各社いろんな方法を検討しておるんだと思いますが。それと今の住民のその町民のその聞く体制です、聞く方も、もちよつとくわしゅう聞きたい、ただ音声だ

けでなしに絵でも見たいとかいうこともあろうかと思えます。ただ防災に限ったんなら、無線のほうがすぐれとるかも知れませんが、いろんな放送もまぜてやるんなら町の広報広聴という面から、もう少し検討をようするんじゃないかと思うんですよ。それとケーブルテレビのことですが、断線した場合にこれは情報が伝わらんということがありました。それと各家庭へ強制的に知らせることができんと言われましたが、まあ、強制的に知らせる方法はなんか、設備を加えればできることもありますし、ケーブルテレビをこの邑南町で開設してからおよそまたこれも10年だろうと思いますが、今までにケーブルの断線で通信不能になったこと、災害によって通信不能になったことはないんじゃないかと思えます。一部火災等によって、近くの民家の火災でケーブルが焼けた、それからあのう、共架しとる電力線の影響かなんかでケーブルが焼けたという、そういった火災という事故はあったにしても災害の時にケーブルが切れたことはないように思います。日貫の時にもたとえばこの冬の、ええと、大雪の時でも電柱は倒れるようでもなかなかケーブルは切れんのだそうですよ。そいだけ、部分的なそういったことについては別な方法での対応もあるんじゃないかと思えます。そこで、あのう、この更新について慎重にとお願いしたのは、今の町の財政状況、財政状況は年々今後きびしくなる一方だと言われます。この前知らせていただいたのは町単独の補助事業についてはゼロ査定で29年度は望むということも聞いてとります。ですからこの町民に伝える情報が防災に限らずみないろんなことをまとめてやるんなら、なんか別な方法があるんじゃないか、もうちょっと検討していただきたい。要は聞く側の立場の情報を受ける側の立場も検討していただきたい、思うんですよ。確かに防災行政無線は、あのう、過去の東日本大震災の時でもたいへん、あのう、威力を發揮したと聞きました。およそ5割の人がその津波の警報をその防災行政無線で聞いたということがありました。有線のシステムの時は断線して使えなかったということもありますが、中には無線の防災行政無線でも故障しとるのがわからんこう、4回か5回放送したが、実際伝わっとらんかって、4時間ぐらいたってからその故障がわかったというような日常の管理よってもその無線であるということにあんまり安心をしとつてもいけんんじゃないかと思えます。そこで、この前いただいた資料によりますと、29年、来年の4月にはそのシステムを更新するための各業者からのプロポーザルを受けて、そいでどういった方式にするかということを決定的にすることが書いてありました。ちょっと待ってください。ほいだが、町の災害情報を伝える、災害の状況を聞き取る、そいから町の広報広聴、お知らせをすることについて、もうちょっと機器のシステムではなしに、町全体のそういった広報広聴体制を、もうちょっと検証してみても10年間のこのアナログの防災無線がどうだったんだろうか、4億8千万に対するそれだけの利用価値があったんだろうかと、そいで今後新しく設置するについては、予算規模はまだ示されとりません。それはつい5千万、1億のことじゃあなかろうと思えます。何億という費用が掛かるんじゃないかと思えます。5億が一応1年の町の起債、建設起債の一応上限に決めてあったり、財政状況等考えるともうちょっと慎重に考えてもろうて、もうちょっと別な方法がええ、できる方法がありやあせんだろうかいうことを、もうちょっと、あのう、煮詰めてからそれからプロポーザルへかけるなり、いう方法をとっていただきたい。それと内容にしても、ええ、昨日の3番議

員さんの質問でもありました、情報は伝えたが、ほんに伝わったかやいう確認がとれるかやいうのがありました。それともう一つは昨日の答弁の中で建設課長が言われた、ありゃあなんだったかいな、ユニバーサルデザインの中にもやはりそういった情報を伝わりにくい状況があっちゃいけないので、それもやはり今後は検討すべきじゃあないかというもありました。要はソフト面の検討をもう少し進めて、それからその機種選択なりシステムを決めても遅いこたあなかろう思うですよ。どうかもうちょっと慎重にそこを進めていただくようにできんでしょうか。そいで今のところ4月、来年の4月にプロポーザルをするという予定でおられますが、その進め方の行程について現時点での予定を教えてください。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、何点かありましたので、ええ、ま、分かる範囲内でお答えをいたしたいと思います。まずあのう、無線でないといけないのかということなんですけれども、ええ、今までの災害を見てきますと特に、ええ、この台風10号だったと思いますけれども、ええ、東北のほうで、ええ、まあ、最近よく流行っておりますIP端末による、あのう、対応をとっていらっしゃったところがあったんですけれども、ええ、これが停電によってですね、ええ、発信できなかったというところで、ええ、一つあのう、有線であるとそういうデメリット面もあると、確かに言われるように光ケーブル使ってケーブルテレビのようにですね、あのう、いろんなことを情報発信をしていくと、それはそれだけでじゅぶ、まあ、あのう、十分な情報の提供量になりますけれども、ただいざ災害時に至った場合に、ええ、やはり断線、停電には耐えれないというところがやっぱりございますので、ええ、ほんとうのあのう、安心、安全の確保のためには、ええ、どうしても無線を使ったですね、ええ、情報伝達が必要となってくるのは現状でございまして、そのために、総務省もそのことを、ええ、訴えておるところでございまして。ええ、またあのう、町内ではなかったんじゃないだろうかということなんですけれども、実際はあのう、おっしゃったように火災はありましたし、また先般の大雪の際にもこれは実際断線ではなくて、停電であのう、見られないという状況でございまして。ええ、そういう状況を回避するためのやはりあのう、防災行政無線は重要なものであろうとは、役割を果たすものだと思ってお、無線がですね。あのう、重要な役割を果たしていくんだと思っております。まあ、あのう、いろいろな情報をお知らせする必要もあると思っておりますし、それは別な意味での、あのう、ケーブルテレビどうするかということとか、あのう、双方向でなにか対応がで、見守り等ですね、できないだろうかということもあろうかと思っております。これは別の問題としてまた考えていかなきゃいけないとは思っております。そいであのう、もう一つ故障の問題もお話をされました。あのう、まあ、当時あのう、この協議会の免許をもらったというのは、そういったお知らせの部分のため、今までケーブルテレビもございませんですよ、いろんなお知らせをする必要があったので、その面を持ってございましたけれども、今に至ってはまあ、あのう、ケーブルテレビの95%の加入、加入率で、まあ、必要でないだろうと言われることは承知はしておりますけれども、ただ、あのう、防災行政無線そのものも、ほんと

うにそのところは緊急時の伝達が一番目的でございまして、その際にほんとに機能するかどうかの点検を日々行っているという意味合いも持っておるということをやはりご承知おきをいただきたいと思っております。ええ、それから何がございましたかねえ、あ、あのう、今後の予定、まあ、書いておりますように、ただのよ、まだ予定でございしますので、あのう、実際、あのう、いくらかかるかというのはその方式によって変わってきますので、ええ、ただ総務省のほうも新しい新方式を出してきておりまして、かなり値段も下がっております。またあのう、本来ならもっと安い方法も、あのう、あり得ると思うんですけども、まだ時期的にうちのほうでそれに対応できるものも今現在ないということでございまして、ええ、いずれにしてもなるべくあのう、コストのかからないものにしようと思っております。そのために、ええ、一応予定では来年の4月にいろんな業者の方から、ええ、ご提案をいただいてプロポーザーでその中身を判定していきたいなと思っておりますけれども、判定の期間はおおむね3カ月程度を予定をしておりますけれども、あくまでも予定ですので、はい。それであのう、協議をして決定をした上で、あのう、行っていきたいなあとは思っております。ただ、あのう、今財政状況のこともありますので、また起債の限度額もございまして。よって一応はあのう、本来ならば単年でも設置ができるんですけども、あのう、そういうことを考えますと、2年あるいは3年、長くて3年ぐらいまでの、あのう、配分をしていかなないとなかなかむずかしいかなとは思っております。ええ、ちなみにですね、あのう、ええ、そういう状況にいたって、まあ、これまでいろいろあのう、状況をお話をずっとしてきておると思えますけれども、今現在ですね、どういう状況かと申しますと、ええ、今現在、ええ、新品買ったものと、あるいは言いました三次からいただいたものもございまして。それと本庁各支所にストックしておるものもございまして、合せて現在約150台、ええ、戸別受信機を持っております。ええ、そして年間約ですね、あのう、交換が必要なのが70台となっております、おおむね2年間分がストックされているというふうになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、時間も、半まででしたね、(はい)はい、時間もありませんので、ええと最後になろうかと思いますが、今、今の課長の答弁ではやはり無線の、無線がまず一番ええということです。それと停電の際の対応についても、今の行政防災無線は、電池を戸別の受信機の中に電池が入れたるけです。ほいで要は有線になってもそういった対応は今頃はできます。ですからもうちょっとその機種についても、要は財源とその利用方法と、そいから決めて、機種を、やってほしい思います。要は業者から提案されたプロポーザルの中でいろんな金額もちがおうし、システムもちがおうし、それを受けてこっちがことを決めるんでなしに、こっちの方針を決めて、こういう使い方がしたい、こういう機能がほしいということを決めてから、そのプロポーザルへかけるのが筋ではないかと思えます。もうちょっと慎重にいうことをお願いして終わりたいと思えます。それで最後になりますが、先ほど1番目の質問の時に、ええと漏らしましたが、水源の、あのう、確保に、ああ、水源の安全確保について、要は全国では今18

0 ぐらいですか、そのう、自治体独自のそのう、水源を保全するための条例もできとります。この邑南町でもぜひ表流水の水源がまだ半分ぐらいあるんでしたら、そのことについても検討をお願いして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

- 議長(辰田直久) 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は11時45分とさせていただきます。

—— 午前11時32分 休憩 ——

—— 午前11時45分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程第3 陳情の委員長報告

- 議長(辰田直久) 再開をいたします。日程第3、陳情の委員長報告を議題といたします。平成28年3月4日付けで、陳情第1号、TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情が産業建設常任委員会に付託されております。この審査結果について、委員長の報告を求めます。大屋産業建設委員長

(委員長登壇)

- 委員長(大屋光宏) 陳情の審査報告をいたします。平成28年9月16日、邑南町議会議長、辰田直久様、産業建設常任委員会、委員長大屋光宏、陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。記、陳情審査報告について、受理番号、陳情第1号、付託年月日、平成28年3月4日、件名、TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情、審査結果、不採択、委員会の意見、この陳情は、邑南町農民運動センター、石橋博代表から提出されたものである。陳情の要旨は、重要農産品5品目も含め大幅に譲歩しているうえに、参加国企業からも意見表明出来る規程により、今示されている合意は通過点であり、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあるとし、国会決議に違反するTPP協定の拙速な批准を行わない事を求めるものである。邑南町議会は、TPP協定について、農業農村の維持と食への安心感を守るため、コメなど重要5品目の関税を維持するとして国会決議を遵守すること、および国民への十分な情報提供を行うことを重点に国へ意見書を提出してきた経緯がある。TPP協定は大筋合意がなされたが、各国の国内事情もあり批准、発効への道のりは遠い状況である。しかし、日本国内では、国はTPP関連政策大綱を定めTPP対策予算とし、輸出支援・産地強化・所得向上対策、そして中山間などの地域対策を始めている。さらに、JA改革と合わせ、国際競争力を高めるため、資材、肥料、農薬の価格低減などのコスト対策、収入保険などの所得対策も検討されている。すでに農業生産の現場は、TPPを前提に輸出対策やコスト低減など生産強化に動き出している。本町における28年度当初予算の審議でも、農業予算については、今後予想されるTPPへの対策、米の価格補償、所得補償対策が行われていないとの指摘もあるなど、TPP対策予算に対する期待は大きい。委員からもTPP協定の批准に反対する意見はなく、本陳情は不採択とする。以上です。

●議長(辰田直久) 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

●議長(辰田直久) これより、討論に入ります。本件に対する委員長報告は、不採択です。したがって、討論は、原案である陳情第1号に対する賛成討論から始め、反対討論、賛成討論と交互に行います。始めに、陳情第1号への賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですのでございますので、討論を終わり、これより採決に入ります。本件に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。したがって、原案について裁決いたします。陳情第1号、T P P協定を国会で批准しないことを求める陳情を、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

●議長(辰田直久) 賛成少数。したがって、陳情第1号、T P P協定を国会で批准しないことを求める陳情につきましては、不採択とすることに決定をいたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

——午前11時50分休憩——

——午後 1時15分再開——

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議案の討論・採決

●議長(辰田直久) 日程第4、議案の討論、採決。これより、議案の討論、採決に入ります。始めに、議案第91号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

●大和議員(大和磨美) 1番

●議長(辰田直久) 1番、大和議員

●大和議員(大和磨美) 議案第91号、27年度一般会計の決算認定について、反対の立場で意見を述べます。27年度の決算は、全体的には黒字決算で、地方交付税が減額となったなか、実質公債費比率や将来負担比率等が改善され、より健全な財政運営を行ったことは高く評価致します。しかしながら細部にはまだ不十分な点も見受けられます。27年度の重点項目となっておりました、A級グルメ立町の推進関連では、特に業務委託先の、お金の流れがわかりにくいところがあり、決算書を見てもわかりにくいです。委託の委託と言うようなこともなっております。お金の流れは誰が見てもわかるようにすべきです。今後一層交付税減額となることは明らかで、その他の指定管理や業務委託についても、本当に適切であるかどうかの見直しが必要ではないでしょうか。また、未収金については減額となっておりますが、

単純に減額を喜ぶばかりでは無く、その未収となっている背景を分析する事が必要と考えます。以上の理由により、私はこの議案の認定については賛成できかねます。

●議長(辰田直久) 続いて賛成討論はありませんか。

●日野原議員(日野原利郎) 議長

●議長(辰田直久) 10番、日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) 議案第91号、平成27年度決算について、賛成の立場で討論を行います。普通交付税等の合併による優遇措置も平成26年で終了し、平成27年度からは5年間で徐々に減額されまして、その初年度の年でもありました。今後さらに厳しくなることが予想される中での、平成27年度の決算でございました。監査委員さんの監査結果の報告にもありましたように、平成27年度は、8.24災害復旧の最終年でもあり、また、日本一の子育て村をめざしてや、A級グルメ立町、さらには地方創生元年という位置づけで、重点施策に掲げ積極的な取り組みがなされてきました。こうした取り組みが全国的にも評価を受け邑南町の知名度も上がり、結果的に定住人口の増加にも繋がってきており、近年で最も多額な140億の歳出決算額も納得でき評価するものであります。財政面も基金保有額も普通会計で15.6%伸び46億円、起債残高は、普通会計で1億5千万減額の、154億円に押さえるなど、いわゆる財政健全化へ向けての取り組みも進められており、財政健全化指数についても実質公債費比率、あるいは将来負担比率も徐々に改善されてきております。さらには、毎年決算でこの未収金の増加が懸念されていましたが、平成27年度においては、町民の方々の理解と、職員の一丸となった取り組みが成果を出し、全会計総額で2千6百万円余りが適正に処理されたことは、大いに評価できることであります。今後一層の努力をお願い致します。以上により、議案第91号、平成27年度決算について、全議員の賛同を願ひ賛成討論といたします。

●議長(辰田直久) 反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第91号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(辰田直久) 賛成多数、したがって、議案第91号、平成27年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第92号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

●大和議員(大和磨美) 1番。

●議長(辰田直久) 1番、大和議員。

●大和議員(大和磨美) 議案第92号、平成27年度、国民健康保険特別会計決算認定につい

て、反対の立場で意見を述べます。本町では一般会計からの繰り入れ及び基金の取崩しを引き続き行っており、国保運営が安定して行えるよう、努力していることは認めます。しかしながら、国保制度そのものが国民皆保険制度のセイフティーネットである故に、加入者には低所得者の割合が多く、減免策が適用されてはいるものの、依然として国保税の負担が重い状況が続いています。町として町民の負担軽減のため、国に対して国庫負担を増やすよう強く求めるべきです。今後国保の都道府県単位化が予想されており、ますます厳しい運営となることが予想されます。国庫負担の引き上げは急務です。以上理由により、私はこの原案について認定については賛成できません。

●議長(辰田直久) 次に賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第92号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(辰田直久) 賛成多数、したがって、議案第92号、平成27年度、邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第93号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第93号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第93号、平成27年度、邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり決定することに決定をいたします。続きまして、議案第94号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第94号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第94号、平成27年度、邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第95号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第95号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第95号、平成27年度、邑南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第96号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第96号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第96号、平成27年度、邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第97号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第97号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第97号、平成27年度、邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。続きまして、議案第98号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 次に、賛成討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第98号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第98号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第99号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第99号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第99号、邑南町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第100号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第100号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第100号、邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第101号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第101号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第101号、平成28年度、邑南町一般会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第1

02号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第102号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第102号、平成28年度、邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第103号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第103号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第103号、平成28年度、邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第104号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第104号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第104号、平成28年度、邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第105号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第105号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(辰田直久)** 全員賛成、したがって、議案第105号、平成28年度、邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第106号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第106号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(辰田直久)** 全員賛成、したがって、議案第106号、平成28年度、邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第107号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第107号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(辰田直久)** 全員賛成、したがって、議案第107号、平成28年度、邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●**議長(辰田直久)** 日程第5、委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。発委第1号、参議院選挙制度、合区の解消及び抜本的見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者からの説明を求めます。

●**山中委員長(山中康樹)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 山中委員長。

●**山中委員長(山中康樹)** 発委第1号、平成28年9月16日、邑南町議会議長、辰田直久様、提出者、議会運営委員会委員長、山中康樹、参議院選挙制度、合区の解消及び抜本的見直しを求める意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出をいたします。提案理由は口頭をもって説明をいたします。参議院選挙制度、合区の解消及び抜本的見直しを求める意見書、最高裁判所が違憲状態とした、参議院議員選挙における、一票の格差、是正に向けた改正公職選挙法が成立をし、本年7月10日、改正法により、島根県と鳥取県、徳島県と高知県の合区による戦後初めての制度変更後の選挙が実施された。自分の住む県から代表者が出せなくなり、地方の声が国政に届きにくくなる等の、不安の声が強くなっている。都市部への人口集中が進む中で、さらに合区や定数増

減による格差是正策を続ければ、人口減少が続く選挙区の議員定数はさらに削減され、地方の衰退と新たな地域格差をうみだす。今後行われる衆参両議院の選挙制度改革においては憲法第43条の改正も必要であり、国に対し下記事項について強く求める。記、1、参議院選挙での島根鳥取、高知徳島の2合区を解消すること。2、参議院と衆議院のそれぞれの役割を明確にすることで参議院議員については都道府県代表的な位置づけとすること、以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年9月16日、島根県邑南町議会、意見書の提出先、衆議院議長、大島理森、参議院議長、伊達忠一、内閣総理大臣、安倍晋三、総務大臣、高市早苗、法務大臣、金田勝年、内閣官房長官、菅義偉、議員各位のご賛同をお願い致します。

●議長(辰田直久) 以上で、提出者からの説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

(議案の質疑)

●議長(辰田直久) 本件に対する質疑はありませんか。

●瀧田議員(瀧田均) 議長、2番。

●議長(辰田直久) 2番、瀧田議員。

●瀧田議員(瀧田均) この条文の最後のあたりですが、憲法第43条の改正も必要であろうと言うようなことが書いてありますが、大変私し勉強不足で、憲法第43条がどのようなことが記載をされているのかわかりませんので、お教え下さい。以上です。

●山中委員長(山中康樹) 憲法第43条は、両議員は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する、とだけ書いてあります。そしてまた、両議員の議員の定数というのは法律で定める。これが憲法でございますが、この度訴えておりますのは、地方自治法には都道府県もしくは市町村と言うことが明記をされております。この度は、この憲法改正の43条というところにつきましては、現行憲法には、都道府県や市町村との位置づけが無い事から、憲法上、都道府県と市町村の2層制を明記し、その上で都道府県が地方の代表の単位たることを得るように理由を明確にすると言うことで、この憲法改正の43条はこういうところも、審査し改正をして頂きたいということが、主に憲法第43条のことでございまして、簡単に言いますと、43条の改正により、参議院を地方の府と位置づけて、一票の格差の問題からの脱却を図り、都道府県担任による選挙の仕組みを作ってくださいと言うようなことでございまして、これにつきましても今政府与党では、これを含めましての検討が行われていると聞いておりますので、この文言に43条と言う言葉をいれたところでございます。以上です。

●議長(辰田直久) よろしゅうございますか、他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、質疑を終了いたします。

~~~~~○~~~~~

(議案の討論、採決)

●議長(辰田直久) これより、討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

●大和議員(大和磨美) 議長、1番。

●議長(辰田直久) 1番、大和議員。

●大和議員(大和磨美) 私は、この合区反対の意見書の提出について、反対の立場です。合区の解消という一点については賛成致します。この夏の参議院選挙で地方の声が届かなくなるという声をたくさん耳にしました。合区というのはその象徴では無いかと思います。しかしながら今の小選挙区制度というもの、そのものに疑問を感じておりました。この小選挙区制度は1票の格差が生じやすく死票が多く出る仕組みであり、とても民意を反映できる選挙制度とは言えません。民意を反映しやすい選挙法は、比例代表選挙だと考えます。従って小選挙区制で都道府県代表として位置づける、という考え方はふさわしくないと考えます。以上の理由によりこの意見書の提出には賛同できません。

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 議長、8番。

●議長(辰田直久) 8番、大屋和議員。

●大屋議員(大屋光宏) 発委第1号に賛成の立場で討論を行います。参議院議員の選挙は比例代表は職域、文化、スポーツ分野などの代表の色合いが強く、選挙区は地域代表の色合いが強い。このことが参議院の多様性を生み出し、衆議院とは異なる視点で審議が出来、参議院は良識の府、と呼ばれるゆえんであると考えます。日本は大陸の国家とは異なり、多くの離島、中山間があり、気候条件も違うことから、都道府県により産業、文化、風習、生活スタイルは大きく異なります。一票の格差という一つの物差しで、行政単位の都道府県を越え、県民性の異なる二つの県を一つにし、選挙区を定めることは不自然です。また、人口密度の高い都市部の議員ばかりが増えることは、参議院の多様性が薄れます。地域格差が広がり全国一律の政策が難しくなり、地方創生の名の下に、地域毎のきめ細やかな振興策が求められるときに、合区は時代に逆行することであり、合区の解消を求める意見書の提出に賛成します。議員皆さんの賛同をお願いします。

●議長(辰田直久) つぎに反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発委第1号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(辰田直久) はい、賛成多数、したがって、発委第1号、参議院選挙制度、合区の解消及び抜本的見直しを求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第6 議会改革特別委員会の設置

●議長(辰田直久) 日程第6、議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。邑南町議会委員会条例第6条の規定によりまして、お手元に配布してお

りますとおり、議会改革に関する調査研究について7名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査することとし、調査期間につきましては調査終了までとしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。したがって、議会改革に関する調査研究についての7名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとすることに決定をいたしました。ここで、暫時休憩といたします。そのまま自席でお待ちください。

—— 午後1時45分 休憩 ——

(追加日程の配布)

(議会改革特別委員会委員の名簿を配布)

—— 午後1時46分 再開 ——

●**議長(辰田直久)** 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、設置が決定になりました議会改革特別委員会の委員の選任についてを追加日程第1として、委員長、副委員長の互選についてを追加日程第2としてそれぞれ日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会の委員の選任についてを追加日程第1として、議会改革特別委員会委員長、副委員長の互選についてを追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第1 議会改革特別委員会委員の選任)

●**議長(辰田直久)** 追加日程第1、議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。議会改革特別委員会委員の選任につきましては邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配布しております名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第2 議会改革特別委員会委員長、副委員長の互選)

●**議長(辰田直久)** 追加日程第2、議会改革特別委員会委員長、副委員長の互選を議題としたいと思います。議会改革特別委員会の委員長及び副委員長を、邑南町議会委員会条例第

8条第2項及び第9条の規定により互選をしていただき、決定次第、ご報告をお願いいたします。ここで、暫時休憩といたします。再開は1時55分とさせていただきます。

—— 午後1時47分 休憩 ——

(議会改革特別委員会の正副委員長名簿を配布)

—— 午後1時56分 再開 ——

- 議長(辰田直久)** 再開をいたします。先ほど皆様に送り致しました、特別委員会委員の選任の資料につきまして、資料では邑南町議会委員会条例第7条1項の規定とあったのですが、これは第7条4項の規定ににもとづきの誤りでございます。資料を差し替えて皆様に配布させて頂きましたので、ご了承頂きたいと思っております。続きまして議会改革特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。議会改革特別委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布しました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第7 閉会中の継続審査・調査の付託

- 議長(辰田直久)** 日程第7、閉会中の継続審査、調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出により、これを閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第7 議員派遣について

- 議長(辰田直久)** 日程第7、議員派遣についてを、議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと存じます。これに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

- 議長(辰田直久)** 以上で、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会す

ることに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成28年第7回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員